

# 《 ハートフル住まいる補助金 》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

## 新築住宅・建売住宅・中古住宅

### 『 まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金 』

《 新築住宅・建売住宅 》 ※ 居住してから申請して下さい。

- 対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方
- 補助対象 建物の建設費または購入費（土地代、外構工事の費用などを除く）
- 補助額

#### ◆ 地元企業を利用

- ・ まちなか居住区域 5.0%（上限額120万円）
- ・ それ以外の区域 4.0%（上限額100万円）

#### ◇ 市外企業を利用

- ・ まちなか居住区域 3.0%（上限額 70万円）
- ・ それ以外の区域 2.0%（上限額 50万円）

※ 建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限ります。



《 中古住宅 》 ※ 居住してから申請して下さい。

- 対象者 自らが居住するために、中古住宅を購入した方
- 補助対象 建物の購入費（土地代を除きます）
- 補助額 （1,000円未満の端数は切り捨てます）

- ・ まちなか居住区域 （上限額 70万円）  
築後 1年超～5年以内：3.0% 5年超～10年以内：4.0% 10年超：5.0%
- ・ それ以外の区域 （上限額50万円）  
築後 1年超～5年以内：2.0% 5年超～10年以内：3.0% 10年超：4.0%

※ 建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。

# 《 住み替え支援補助金 》

建設費または購入費が下記補助額の合計を下回る場合は、建設費または購入費が補助額となります

## 新築住宅・建売住宅・中古住宅

※ 居住してから申請してください

- 対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方で、市税の滞納が無い方  
※ 登記されている住宅の所有者で、未登記のものは対象になりません

## 『 子育て支援補助金 』

- 対象者 申請年度において満18歳以下の方を扶養する世帯（子育て世帯）及び子どもがいない夫婦で、共に満40歳以下の世帯（若年夫婦世帯）の方
- 補助額
  - ・ 子育て世帯 10万円（第2子以降、1人につき 10万円を加算）
  - ・ 若年夫婦世帯 10万円

## 『 同居近居促進補助金 』

- 対象者 親世帯と子育て世帯・若年夫婦世帯が同居（同一住居に居住）または近居（同一小学校区または市内の直線2km以内に居住）する世帯の方
- 補助額

・ 新築住宅に同居	30万円	新築住宅に近居	10万円
・ 中古住宅に同居	20万円	中古住宅に近居	5万円

## 『 移住促進補助金 』

- 対象者 砂川市以外の市町村に居住していた方で、交付申請日において、砂川市に転入し、住民基本台帳に記録されている方
- 補助額 20万円（現金10万円＋ふくろう商品券10万円相当）



◎ 建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以前の住宅も対象となります。